

新潟市江南区親善大使使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市江南区親善大使（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 「キャラクター」を使用しようとする者は、あらかじめ新潟市江南区親善大使使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、新潟市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が適当と認めた場合はこの限りではない。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「キャラクター」の使用を承認するものとする。

- (1) 新潟市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 使用上の注意事項に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 「キャラクター」を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他、市長が「キャラクター」の使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、新潟市江南区親善大使使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 「キャラクター」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には「新潟市江南区親善大使 使用するキャラクター名」及び「©新潟市江南区」との表記を付すること。ただし、市長が認めた場合はこの限りで

はない。

- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 「キャラクター」の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、新潟市江南区親善大使使用承認変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、新潟市江南区親善大使使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、「キャラクター」の使用がこの規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該「キャラクター」の使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、新潟市江南区親善大使使用承認取消書（様式第4号）をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、「キャラクター」の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 「キャラクター」の使用承認を受けた者が、「キャラクター」の使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、「キャラクター」の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年3月10日より施行する。

(関係要項の廃止)

- 2 新潟市江南区親善大使使用要項（平成29年12月21日施行）は、廃止する。

様式第1号（第2条関係）

新潟市江南区親善大使使用承認申請書

年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、新潟市江南区親善大使を使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件（使用するキャラクターの種類）
- 2 使用目的及び使用方法並びに数量
- 3 使用期間（最長2年間とする）
- 4 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）
- 5 添付書類
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

誓約書

- 私は暴力団又は暴力団員ではありません。
また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

様式第2号（第3条、第5条関係）

新潟市江南区親善大使使用（変更）承認書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで申請のありました新潟市江南区親善大使の使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）「江南区親善大使」使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）「江南区親善大使使用取扱要領」の内容を遵守すること。
- （3）「江南区親善大使」使用上の注意事項を確認のうえ使用すること。

2 承認番号

号

様式第3号（第6関係）

新潟市江南区親善大使使用変更承認申請書

年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

様式第4号（第7関係）

新潟市江南区親善大使使用承認取消書

年 月 日

様

新潟市長

年月日付けで承認した「江南区親善大使」の使用（変更）について、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 取消内容

（1）承認番号

（2）承認した内容

2 取消理由